

# 市街地整備事務所の移転について

本年度に知多半田駅前土地区画整理事業区域内の「こうせい公園」の整備を行うことに伴い、公園用地に建設されていた市街地整備事務所が、10月13日(火)より下記の場所に移転しました。利用者の皆様には慣れるまでご不便をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。

なお、電話番号等は変更ありません。



◆このニュースはみなさんと街づくりを検討する資料です。大切に保管してください。◆

●お問い合わせ・ご意見は下記まで●

## 市街地整備事務所

○住所 半田市南末広町13番地  
 ○郵便番号 475-0853  
 ○電話番号 22-9302(変更なし)  
 ○FAX 22-8561(変更なし)  
 ○E-mail : shigai@city.handa.lg.jp  
 ○http://www.city.handa.lg.jp/contents/30040000.html

# 乙川中部 街づくり

—— 自然が生きて住みたくなる街 ——



来春の開通に向け工事が始まる庚申町交差点

平成21年10月  
(1988.1.No.1発刊)

半田市



## お願い

### 建築行為等の制限について

半田乙川中部土地区画整理事業の施行地区内で次のことをする場合は、土地区画整理法第76条の規定に基づき許可が必要となりますので、必ず土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書<sup>\*1</sup>を提出し、許可を受けてから建築行為等を行うよう注意してください。

1. 建築物や工作物の新築・改築・増築
2. 事業の障害となる土地の形質の変更
3. 重量5トン以上の物件の設置、たい積

### 宅地(土地)の所有権等の変動の届出について

衣浦西部都市計画半田乙川中部土地区画整理事業施行条例第41条により、施行地区内の宅地(土地)の所有権及び所有権以外の権利並びに建築物に関する権利に異動(土地の分筆、合筆等を含む)を生じたときには、当事者双方連署(権利者限りのものについてはその本人)して、すみやかに届出をすることが必要となっています。届出がされないと、仮換地及び敷地地番該当証明書等を発行することができないなど、支障がでることもありますので、異動があったときには必ず、所有権移転届出書<sup>\*2</sup>の提出をお願いいたします。

### 仮換地及び敷地地番該当証明書の発行について

半田乙川中部土地区画整理事業を施行している間は、施行地区内の土地に関する証明書として、登記簿とは別に、仮換地及び敷地地番該当証明書を発行しています。この証明書の発行を権利者以外の方が申請する場合には、権利者の方の署名、押印がされた委任状<sup>\*3</sup>を添付していただく必要がありますのでご注意ください。

上記の申請書・届出書の提出先や証明書の発行は建設部市街地整備課が窓口となりますので、お間違えのないようお願いいたします。  
(※1～3の様式は市街地整備課ホームページにも掲載していますのでご利用ください。)  
<http://www.city.handa.lg.jp/contents/30040054.html>

## 平地墓地、向山墓地の移転について

半田乙川中部土地区画整理事業の施行に伴い平地墓地・向山墓地の移転が必要となります。

#### 平地墓地使用者の方

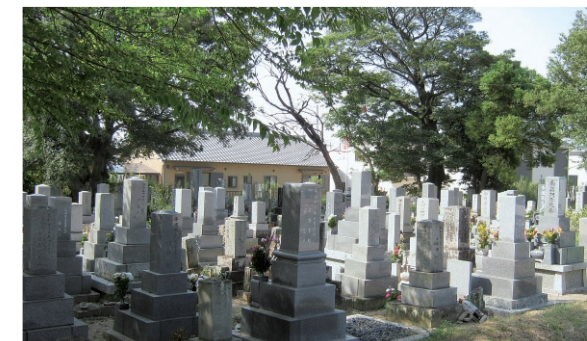
現在、墓地移転に伴う委任状・霊体調査書の提出をお願いしているところですが、お済みでない方は、提出のご協力をお願いします。



平地墓地

#### 向山墓地使用者の方

改葬委員会の設立に向け、墓地調査を行っているところですが、現時点において、使用者の不明な墓碑等があり、その特定を急いでおります。不明な墓碑等がわかるように今後立札を設置いたしますので、ご存知の方は、ご連絡をお願いします。



向山墓地

## お知らせ

### 固定資産税並びに都市計画税について

半田乙川中部土地区画整理事業区域内の土地の固定資産税並びに都市計画税につきましては、平成22年度から、平成22年1月1日の現況に基づく課税(仮換地が使用できない区域を除く。)をすることになりますので、お知らせいたします。

なお、税に関するご質問は、下記へお問い合わせください。

#### ●お問い合わせ先

半田市役所総務部税務課 資産税担当  
電話 0569-21-3111 (内線264・265)